

## 栃木市就学援助事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、栃木市就学援助費交付規則（平成27年栃木市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### (制度の周知)

第2 栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、就学援助制度（以下「制度」という。）の趣旨の徹底を図るため、市内小学校に入学を予定する幼児及び市内小中学校に通学する児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の全保護者に対し制度の案内を配布するとともに、市の発行する広報紙等を利用し、広く制度の周知を行う。また、学校長に対しては、教育的立場から就学援助を必要とする者の実態を把握し、援助を必要とする者が申請できるように指導及び助言を行うように協力を求める。

### (認定委員会の設置)

第3 教育委員会は、就学援助の適正な認定を図るため、就学援助認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

### (認定委員会の所掌事務)

第4 認定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 就学援助の受給資格の審査及び決定
- (2) 就学援助に関する事項についての審議及び決定

### (認定委員会の組織等)

第5 認定委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育委員会 教育部長

- (2) 教育委員会 教育部 教育総務課長
- (3) 教育委員会 教育部 教育総務課 教育総務係長
- (4) 教育委員会 教育部 学校教育課長の推薦する職員
- (5) 保健福祉部 生活福祉課長の推薦する職員
- (6) こども未来部 子育て支援課長の推薦する職員
- (7) その他認定委員会委員長が必要と認める者

2 認定委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員長には教育部長の職にある者を、副委員長には教育総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(認定委員会の会議等)

第6 認定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 認定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 認定委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(準要保護者の認定基準)

第7 規則第2条第2号に規定する準要保護者の認定基準は、次に掲げる基準とする。

(1) 当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の停止又は廃止

- イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免
  - エ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免
  - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金掛金の減免
  - カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予
  - キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給
  - ク 生活福祉資金貸付制度に基づく貸付け
  - ケ 地方税法第72条の62の規定による個人事業税の減免
- (2) 前号に掲げる者のほか、次のいずれかに該当する児童生徒等の保護者
- ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
  - イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い者
  - ウ P T A会費、学級費等その他の学校徴収金の減免が行われている者
  - エ 学校徴収金の納付状態が悪い者、衣服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
  - オ 経済的な理由により欠席日数が多い者
  - カ 同一の生計を営む世帯全員の前年の総所得が、生活保護法で定めた基準を基に、以下の算式により算定した額以下である者
- (生活扶助(I類、II類)+教育扶助+住宅扶助)×12月×1.2倍

キ その他教育委員会が必要と認める者

2 前項に掲げる認定基準を変更する場合には、認定委員会で審議のうえ、決定する。

(交付対象者の認定)

第8 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）の認定の適否については、第7の基準に基づき認定委員会において審査のうえ、決定し、年度途中の申請者については、認定委員会を招集せず、認定委員会委員への持ち回り決裁にて審査のうえ、決定する。

2 認定委員会の結果については、学校長及び栃木市福祉事務所に通知する。

(援助費目の対象経費及び交付額)

第9 規則第3条に定める援助費目の対象経費及び交付額については、別表1のとおりとする。

(交付額の調整)

第10 規則第6条第2項による年度途中での交付が開始された者又は規則第11条の規定により交付が取り消された者への各援助費の交付額は、次のように調整を行う。

(1) 学用品費及び通学用品費

年額を12で除した金額に基づいて各月の交付額を教育委員会が決定し、取消日が月の15日以前であった場合はその前月分まで、月の16日以降であった場合はその月分までを対象とし、交付する。

(2) 通学費

認定期間に購入した路線バス等の定期券代を対象とし、交付する。

(3) 校外活動費及び修学旅行費

認定期間に実施された校外活動及び修学旅行にかかった費用を対象とし、  
交付する。

(4) 体育実技用具費

認定期間に購入した当該用具又はその購入費を対象とし、交付する。

(5) 新入学児童生徒学用品費等

入学する年度の開始前又は年度当初に交付決定した者を対象とし、交付  
する。

(6) 学校給食費

認定期間に提供された学校給食を対象とし、交付する。

(7) 医療費

認定期間に受けた治療に要する経費を対象とし、交付する。

(8) 日本スポーツ振興センター共済掛金

年度当初に交付決定した者を対象とし、交付する。

(交付計画の通知)

第1 1 教育委員会は、就学援助費交付計画書(学校用)(別記様式第1号)  
により学校長に対し、就学援助費交付計画書(個人用)(別記様式第2号)  
により交付を受ける者に対し援助費の当該年度交付計画を通知する。

(交付の時期)

第1 2 就学援助費の交付については、1学期分(4月～7月)を7月に、  
2学期分(8月～12月)を12月に、3学期分(1月～3月)を3月に  
交付する。ただし、校外活動費は3学期分にまとめて交付する。

(校外活動費及び修学旅行費の実績報告)

第13 学校長は、当該児童生徒の参加する校外活動又は修学旅行を実施した場合、校外活動実績報告書（別記様式第3号）又は修学旅行実績報告書（別記様式第4号）により速やかに教育委員会へ実績を報告する。

（通学費又は体育実技用具費の請求）

第14 通学費又は体育実技用具費の交付を受けようとする者は、通学費においては定期券等の写し、体育実技用具費においては領収書等の写しを学校長を通じて教育委員会に提出する。

（給食の停止及び再開の報告）

第15 準要保護者に認定された児童生徒に対し、長期欠席等の事由により給食を停止し、又は当該事由の消滅により再開した場合は、学校長は、準要保護児童生徒の給食の停止及び再開について（報告）（別記様式第5号）により、速やかに教育委員会に報告する。

（医療費の請求及び交付）

第16 学校長は、医療費補助の対象者（以下「対象者」という。）が確認された場合は、学校保健安全法医療券兼診療報酬請求（明細）書（別記様式第6号。以下「医療券」という。）を学校病被患者調書（別記様式第7号）により教育委員会へ申請し、交付を受け、当該対象者が完治したときは、速やかに医療券を教育委員会に提出する。

（委任事務）

第17 学校長は、規則第7条ただし書に規定する場合を除き、保護者に就学援助費の交付額を通知し、支払と同時に受領証を受け取り、就学援助費個人別交付明細書（別紙様式第8号。以下「交付明細書」という。）に交付額を記入し、押印する。

2 教育委員会は、学校長から交付明細書の提出を受けた場合、速やかに内容を確認し、公印を押印し、原本を学校へ返送し、写しを教育委員会で保管する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月20日から施行する。

別表 1

援助費の種類	対象経費	交付額
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品（鉛筆、ノート、練習帳、絵の具、運動着、実験実習材料等の各教科及び特別活動の学習に必要なもの）の購入費	要保護児童生徒援助費補助金に係る国の予算単価（以下この表において「予算単価」という。）の額の範囲内で定める額
通学費	片道の通学距離が児童にあつては4 km以上、生徒にあつては6 km以上である児童生徒（特別支援学級の児童生徒については、通学距離を問わない。）が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関の交通費（路線	経費の全額

	バス等の定期代)。ただし、区域外就学者及び指定校変更者を除く。	
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒及び5月以降認定となった第1学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）の購入費	予算単価の額の範囲内で定める額
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。ただし、学外の者が演技をし、参加児童生徒が一律に料金を負担する芸術鑑賞等の学校行事は、校内で行なわれた場合でも対象とする。	対象経費の10分の10以内で、予算単価の額の範囲内で定める額
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。ただし、学年を通して1回に限る。	対象経費の10分の10以内で、予算単価の額の範囲内で定める額
体育実技用具費	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道にあつては柔道衣、剣	予算単価の額の範囲内で定める額

	<p>道にあつては防具一式等（防具一式、剣道衣、竹刀及び防具袋）をいう。）で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、いずれか1つの用具について、当該用具又はその購入費。ただし、中学校を通じて1回に限る。</p>	
<p>修学旅行費</p>	<p>児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費（旅館等から一定割合で請求される奉仕料及び食事に要する経費（おやつ代を除く。）を含む。）、見学料（ガイド料及びしおり、パンフレット等に係る経費を含む。）及び均一に負担するべきこととなるその他の経費（記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物郵送料、通信費、旅行取扱料金等）。ただし、小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。</p>	<p>対象経費の10分の10以内で、予算単価の額の範囲内で定める額</p>
<p>新入学児童生徒学用品</p>	<p>小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（上記学用品費及び通学用品費の対象経費に加え、ランドセル、カバン、通学</p>	<p>予算単価の額の範囲内で定める額</p>

	用服等の購入費をいう)。ただし、入学する年度の開始前又は年度当初の認定者に限る。	
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費。ただし、長期欠席等の事由により給食を停止し、給食費の徴収をしていない場合を除く。	対象経費の全額
医療費	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する費用。	対象経費の全額(社会保険等に加入している場合にあっては、被保険者としてその保険者から給付を受ける額を控除した額)
日本スポーツ振興センター共済掛金	日本スポーツ振興センター共済掛金のうち、保護者が負担する経費。ただし、年度当初の認定者に限る。	対象経費の全額